

船舶事故等調査報告書

平成25年5月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第14号
事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成25年1月16日 14時00分ごろ
発生場所	山口県徳山下松港東晴海ふ頭 山口県周南市所在の蛇島三等三角点から真方位358° 1,600m付近 (概位 北緯34° 02.2' 東経131° 47.8')
事故等調査の経過	平成25年2月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	押船 ^{しゅうなん} 周南丸、17トン
船舶番号、船舶所有者等	291-36780山口、周南興産有限会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷外板及び上甲板の溶接接合部に亀裂 岸壁 なし
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、徳山下松港の東晴海ふ頭（以下「本件岸壁」という。）において、クラッチを中立として係留索をビットに取って右舷着けの着岸作業中、航行船の航走波で動揺し、平成25年1月16日14時00分ごろ右舷船側が本件岸壁に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 1 海象：海上 平穏
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、徳山下松港の本件岸壁に着岸作業中、航行船の航走波で動揺したことから、右舷船側が本件岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、徳山下松港の本件岸壁に着岸作業中、航行船の航走波で動揺したため、右舷船側が本件岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・岸壁作業を行う際には、船体が岸壁に接触しないように防舷材を準備しておくこと。 ・至近を航行する船舶の航走波に注意すること。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 岸壁至近を航行する船舶は、自船の航走波が着岸中の船舶に与える影響を考慮し、減速するなどの措置を採ること。 |
|--|--|